

令和6年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和6年9月12日（木）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和6年9月12日 午前8時57分 委員長宣告

4. 協議事項

1 付託案件

- 議案第67号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

2 委員会質疑

- (1) 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）設置について
- (2) 認知症の人に寄り添う「ユマニチュード」について
- (3) 学校給食について
- (4) P T Aについて
- (5) 家庭での子どもとの関わりについて

3 報告事項

- (1) 可児市国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 第3期可児市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (3) 第4次可児市健康づくり計画の策定について
- (4) スマイルングルーム（教育支援センター）拡充事業について

4 協議事項

- (1) 委員会の年間活動計画について
- (2) 議会報告会について

5. 出席委員 （7名）

委員長	川合敏己	副委員長	渡辺仁美
委員	林則夫	委員	富田牧子
委員	野呂和久	委員	田口豊和
委員	酒向さやか		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	堀 部 好 彦	福 祉 部 長	河 地 直 樹
教育委員会事務局長	飯 田 晋 司	こども健康部長	大 杉 美 穂
学校教育課長	木 村 正 男	学校給食センター所長	水 野 伸 二
国保年金課長	後 藤 文 岳	福祉支援課長	金 子 浩
子育て支援課長	野 尻 康 宏	高齢福祉課長	宮 原 伴 典
健康増進課長	佐 橋 紀 康		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴 木 賢 司	議会総務課長	佐 藤 一 洋
議会事務局 書 記	中 島 めぐみ	議会事務局 書 記	今 枝 明日香

○委員長（川合敏己君） 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

まずは急遽協議題に加えました蘇南中学校講師の不祥事の件につきまして、教育委員会からの説明等をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（飯田晋司君） 本日は、委員会の冒頭、貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ありません。

昨日、議会事務局を通じて皆様に送らせていただいた文書や報道などで既に御存じのことと思いますが、蘇南中学校の常勤講師の不祥事についてでございます。

この件につきましては、教育福祉委員会の皆様にも御心配、御迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございません。

事案の内容につきましては、文章の繰り返しとなりますのでここでは割愛させていただき、私からは、昨日の記者会見などの経緯について簡単にお伝えさせていただきたいと思います。

昨日、17時30分から記者会見を行いました。参加した報道機関は可児記者クラブから7社、それ以外から4社でございました。

私どもの説明としましては、昨日、既に警察が被害者保護の観点を踏まえて発表されたことを確認していましたことから、市としてもその点について御理解いただくようお願いした上での同様の発表とさせていただきます。

その後、教育長からコメントをさせていただき、その後の質疑応答では、当該講師の勤務態度や経歴などを含む質問が出て、それぞれ回答させていただいております。

なお、被害者保護の観点や臆測を呼ぶことにつながることで答えられないことについては、子供への影響に配慮し控えさせていただく旨の回答をし、全体的に落ち着いたやり取りの中で、トータルの時間にして20分ほどで終了しております。

次に、担当課長のほうから、この後の蘇南中学校の生徒や保護者への対応について御説明をさせていただきます。

○学校教育課長（木村正男君） 保護者や生徒に対する対応につきまして、まず生徒につきましては、本日、生徒全体への説明をもう既に終わっておりますが、朝の始業の時間を使いまして、校長から全校生徒に対して説明を行いました。

そして、この後、全校生徒全員に対して一人一人アンケートをします。そのアンケートの結果をスクールカウンセラーに見ていただき、気になる子供がいないかをピックアップしながら、必要に応じてカウンセリングをしていきたいと思っております。

また、保護者に対しましては、本日19時より保護者説明会を開催しまして、そこで説明をしていくつもりです。以上です。

○教育委員会事務局長（飯田晋司君） 最後に教育長からお話をさせていただきます。

○教育長（堀部好彦君） 改めまして、今回の不祥事につきまして深くおわび申し上げます。

本当に申し訳ありませんでした。

日頃より議員の皆様、特に教育福祉委員会の委員の皆様におかれましては、私ども教育委員会へ厚い信頼を寄せてくださっていること、そして強い支援をいつもしてくださっていることを感じておりました、日頃から本当に感謝の気持ちを絶やすことなくおりました。

その中で、このような不祥事が発覚したことを本当に申し訳なく思っております。皆様の信頼回復、子供、保護者、地域の皆様の信頼回復に向けて、そして再発防止に向けて全力で取り組む所存でございます。このことにつきましては、昨日の記者会見でも冒頭、教育長として申し上げたところでございます。

今後ですが、まず子供を守る、学校を守る、これに全力を尽くしていきたいというふうに思っています。先ほど教育委員会事務局長及び学校教育課長からの説明と重なるところもございしますが、あえて私からお伝えをしたいというふうに思っているんですけれども、子供を守るということにつきましてはです。

報道でもありましたように、被害者は10代女性とあります。私どももこれ以外に何も分かっていません。2年前ということのようなんですけれども、2年前、例えば教育委員会に相談があったとかということも一切ありません。学校にもありませんでした。昨日の朝、初めて知った。今も10代女性以外は全く分かっていない、そういう状況での記者会見でございました。当該講師の名前も出ておりますので、学校名は公表せざるを得ない。ただ、例えば担任であるとか、部活であるとかというようなことを、詳細をこちらから公表したとすると、あらぬ邪推が出るだろうと、被害者についての。それを心配して、一切そこはいろいろ尋ねられたんですけれども、そこは一線を引いて、何度も、申し訳ありません、子供を守る観点から御配慮いただきたい、何度もつつかれましたが、言い切りました。

また、本日、保護者会が行われます。その保護者会に向けてということなんですけれども、子供を守る観点からアンケートの話が先ほど学校教育課長から出ました。このアンケートの中身については、スクールカウンセラーの助言を受けて、どうすることが子供を傷つけず、なおかつ子供の本音を引き出せるかという助言を得ながら、アンケートを昨日中に作成しております。そして、本日午前中に1,000人分のアンケートをまず学級担任が見て、そして気になるものについてさらにスクールカウンセラーが精査し、そして、しかるべき対応を考えていくと、保護者会までに最低ここまでやり切って、少しでも子供に安心感を与え、そして保護者にも説明をさせていただきたいなというふうに考えています。

どんな不安やどんなことが出てくるか分からないんですけれども、スクールカウンセラー、学級担任等と連携を取りながら、保護者や子供に安心していただけるような働きかけをしていく所存でございます。これが子供を守るという点で今考えていることでございます。

学校を守るということでございますが、校長によりますと、今回のこの講師が欠けることで、当初加配も含めて要求していた人的な配置、マイナス3となりました。加えて、今回の講師が欠けることで、当該の学級担任をどうするかということが、これまた大きな問題なんですけれども、教頭を充てます。ここまでしないと、このくらいしないと保護者や子供が納

得しないだろうという思いもございます。教頭を充て、なおかつマイナス3であるということ、これを踏まえると、学校がすぐに疲弊することは目に見えております。人的な配置を、教育事務所に強く要望し、市教育委員会としても何かできないかということをご希望を、教育委員会事務局以下に指示をしたところでございます。

大変話が長くなって申し訳ありません。以上でございます。精いっぱい頑張りたいと思いますので、何とぞ御理解、御支援よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（川合敏己君） それでは委員の方から何か御意見、質問等ありますか。

よろしいですね。

○委員（林 則夫君） いろいろ御心労をかけておるようでございますけれども、現在、現実には本人は司直の手中にあるわけでございますので、とやかく言うあれはありませんし、また質問をしたって答弁ができる問題ではありませんけれども、教育長がおっしゃるように、再発防止はもちろんのことでございますけれども、その御本人もまだ25歳の若さで将来ある身ですので、ここでしっかりと反省をし更生をして、そしてまた末永く社会貢献ができるような御指導も併せてお願いしたいと思います。よろしく。

○委員（富田牧子君） 先般そうした問題に対する法律がいろいろ変わりましたというか、もっと厳しくなりましたよね。それで、そういう人はもう二度と採用しないということになっておりますので、そこら辺はやっぱりきちんと線を引いてやるべきだと私は思うんですね。

25歳で先がある身ですけど、今この問題ではもう世界がそういうふうになっているわけですから、そのこのところ、別に教育長がやられるわけじゃなくて、警察と、それから司法のほうでそういうふうに行われると思うんですけど、そこら辺もっと先生方にもきちっと認識をされるようにやっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんです、再発防止ということでは。決してなくなる問題じゃないんですね、これって。

でありますので、もっと教師自身が教える立場の人たちが厳しく自分に問うように、法律がこう変わってこういうふうでも、こんなことをしたら二度と教壇には立てないんだよということをはっきりとどこかで教育すべきかなと私は思います。

○教育長（堀部好彦君） ありがとうございます。

○委員長（川合敏己君） それでは以上で終了したいと思います。

ここで暫時休憩いたします。教育委員会の皆さん、御退席ください。

休憩 午前9時10分

再開 午前9時11分

○委員長（川合敏己君） それではこれより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。またマイクのスイッチを入れてからお話してください。

初めに1. 付託案件、議案第67号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（金子 浩君） 議案資料番号1、議案書の17ページと、議案資料番号11の提出議案説明書の2ページのほうを御覧ください。

議案第67号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定している個人番号の独自利用事務に係る必要な事項を定めておりますが、関係する法令や条例の改正に伴い、個人番号を利用できる事務が規定されている別表第1と同一の実施機関内において特定個人情報を利用できる事務が規定されている別表2において、関係規定を改正するものになります。

まず別表第1の1の項、別表第2の24の項、27の項、28の項の改正については、この後説明いたします可児市福祉医療費助成に関する条例の改正に関係するもので、この条例で規定している「こども」の表記について、市の行政文書における表記の統一の方針に合わせて、「こ」を漢字に改めるため、条例においても同様に改めるものになります。

次に、別表第1の3の項の改正については、生活保護法の改正に関係するものです。この項では外国人の被保護者の支援において個人番号を利用することができる事務が規定されております。

その一つとして、高校卒業後、大学等に進学する方に対して、進学の際の新生活立ち上げ費用として、進学準備給付金の支給に係る事務が規定されていますが、今年4月の生活保護法の改正により、新たに高校卒業後に就職する際の新生活立ち上げ費用が支給されることとなり、進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、当該事務に追加するものになります。

続きまして、別表第2の26の項の改正について、この項では、外国人の被保護者の支援に係る事務を執行する際、同一の実施機関内の別の事務で保有している特定個人情報を利用できることが規定されております。

その一つとして、児童手当に係る特定個人情報が規定されていますが、本年10月から児童手当の拡充により所得制限が撤廃されることになり、所得制限限度額以上の場合に支給する特例給付が廃止となります。このことにより、条文から特例給付を削るものになります。

施行日について、まず別表第1の3の項の改正は、公布日としております。

別表第1の1の項、別表第2の24、27、28の項の改正は、この後御説明します可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の施行日としている令和7年4月1日としております。

あと、別表第2の26の項の改正規定については、児童手当の拡充を開始する令和6年10月1日としております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第67号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言はございませんので、それでは討論を終了いたします。

これより、議案第67号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第67号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（金子 浩君） 続きまして、議案書は20ページ、提出議案説明書は2ページ下段を御覧いただきたいと思えます。

議案第68号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この条例は、子供、重度心身障がい者、独り親家庭の親子などに対し、医療費の一部を助成することについて定めておりますが、現在、中学生までを対象としている子供の医療費助成について、近隣自治体が高校生世代まで拡大していることを踏まえて、市民サービスのバランスを図っていくとともに、子育て支援の充実を図っていくため、令和7年4月から高校生世代まで拡大することについて所要の改正を行うものでございます。

改正の内容については、第2条第1項第1号で規定されている医療費助成の対象となる子供について、上限年齢を満15歳から高校生世代となる満18歳に改め、対象者を3月31日までに満18歳になる者に拡大するものになります。あわせて、より適切な表現となるように語句を修正しております。

また、この第2条第1項と第1条、あと第3条の2にある「こども」の表記につきまして、先ほども説明したとおり、市の行政文書における表記の統一の方針に合わせて、「こ」を漢字に改めるものでございます。

施行日は令和7年4月1日としております。

なお、附則において、現在、子供の受給者証の交付を受けている方については、お手間をおかけしないよう、今回の改正に伴う新たな申請は不要であることを規定しております。また、今回の改正に係る準備行為については、施行日の前にも行うことができるということを規定しております。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第68号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） これはあくまでも満18歳に達するということですね。例えば高校進学が1年遅れたとかそういう子供って、病気だったりしていると思うんですけど、その子はもう高校を卒業するときは19歳ぐらいになったりするわけですけども、そういう場合は年度というか学年の途中であっても、18歳まででということであればいいですか。

○福祉支援課長（金子 浩君） おっしゃるとおり、満18歳ということで規定をしております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論を終了いたします。

これより、議案第68号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第68号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（金子 浩君） 続きまして、議案書は22ページ、提出議案説明書は3ページのほうを御覧ください。

議案第69号 可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給に関することなどを定めておりますが、弔慰金等の支給に関する調査・審議を行う機関を設置するため、所要の改正を行うものです。

調査・審議を行う機関の設置の理由については、本年3月議会の一般質問や6月議会の本委員会で御説明しておりますが、弔慰金等の支給決定の迅速化の観点から、法律において当該機関の設置が努力義務とされていることや、今後災害発生時において弔慰金等の支給の対象となる死亡や障がいであるか否かを判定するのに困難な場合が生じることも予想されるため、有識者で構成する法定の審議機関を設置して適切な審査を行い、迅速な弔慰金等の支給につなげていきたいと考えております。

法律では、当審議機関を設置する場合は条例で定めることとしており、今回の改正では、新第16条第1項において可児市災害弔慰金等支給審査委員会を設置することを規定しております。

当委員会の組織や運営などについては、有事の際には柔軟に対応していく必要があると考えているため、本条例の施行規則で定めることとし、その旨を第2項で規定しております。

この委員会は、医師や弁護士などの有識者5名以内で組織することを想定しております。委員の任期は、審議事項があるごとに委嘱し、当該審査が終了した日までとする予定です。

あと、第15条第3項の改正については、災害援護資金の償還に係る手続を法律等に合わせて改めるものでございます。

施行日は公布の日としております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第69号に対する質疑を行います。

質疑のある方お願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論を終了いたします。

これより、議案第69号 可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第69号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（後藤文岳君） 議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例

の制定について御説明いたします。

議案資料番号11、提出議案説明書の3ページを御覧ください。

改正趣旨は、国民健康保険法の改正により、国民健康保険法の条項にずれが生じることに伴い引用条項を改めるもので、施行日は改正法の施行日である令和6年12月2日です。

改正内容については、議案資料番号1、議案書で御説明しますので、議案書の24ページを御覧ください。

可児市国民健康保険条例第20条中法第9条第9項の規定を法第9条第5項の規定に改正するものです。

なお、条文中「又は」を「若しくは」への変更は、国が示した国民健康保険条例参考例に合わせたことによるものです。

参考までに、国民健康保険法第9条第5項の条文ですが、世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに市町村にその旨を届け出なければならないとなっています。

議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第70号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論を終了いたします。

これより、議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第70号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩いたします。執行部の皆さんはありがとうございました。

休憩 午前9時27分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

2. 委員会質疑。

(1)校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）設置についてを議題とします。

質問者の野呂和久委員は、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（野呂和久君） それでは、説明をさせていただきます。

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）設置についてです。

要旨は、令和5年（2023年）第5回定例会の一般質問で不登校対策について質問をし、その中で、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）設置について本市のお考えを伺いました。

教育長は、本市には現段階として校内教育支援センターは設置されていないと答弁をされ、なお現在、令和6年度に市内の1校以上、可能な限り複数校の設置を目指しているとし、県に人件費の一部の負担を要望していきますと回答をされました。

質問です。

市内小・中学校の校内教育支援センター設置状況について、現状と課題をお伺いいたします。また、今後の方針をお伺いいたします。

○委員長（川合敏己君） 執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（木村正男君） よろしくお伺いいたします。

お答えします。

現状として令和5年度の終わりに校内教育支援センターの設置希望を取り、中部中学校と蘇南中学校から希望があったので設置しております。

どちらも常時サポートできる人が配置できるように、県の補助金も受けながら市費と合わせて1人ずつ配置しております。

校内教育支援センターは、不登校、いじめ、学校生活や学習、生活習慣などの悩みに関する相談を受けることや、そこで過ごすことができるようにしていております。また、学校に行けるが自分の学級に入れないというときや、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときにも利用できるようにしてしております。

利用時には個別の学習を進めたり、eラーニングによるウェブ学習を行ったりしております。

現在の利用人数は、2校とも10名前後は利用しております。

利用時間もそれぞれで、朝から登校して1日過ごす生徒もいれば、自分の決めた時間に登校して一、二時間だけ利用するなど、生徒のペースで利用できるようにしてしております。

校内教育支援センターの利用に当たっては、生徒、保護者と学校の担当者が相談して、同意の下で決定して進めております。

課題としましては、学級に入ることができない生徒の多様なニーズに対応できるように、

個別の部屋、対応できる環境をより整えていくことかと思っております。

令和7年度に市内のさらに複数校の設置を目指しており、今後は県に人件費の一部負担を要望していきながら、令和8年度以降も順次増やしていくように考えております。以上です。

○委員（野呂和久君） 御答弁ありがとうございました。

現在、その校内教育支援センターの部屋の状況としては、個別対応できるような部屋ではなく、入室された方が一目で全体が見渡せるような部屋割りになっているということでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 現在のところは、個別という狭い部屋でなく、1つの大きな教室を間仕切りして、そこに入っていただくようにしております。以上です。

○委員（野呂和久君） 令和5年度には中部中学校、蘇南中学校から設置をしたいという要望というか希望があったということですが、残りの3つの中学校については、現状はどのようなことでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 最初の希望はございませんでしたので、今、様子を見ております。そのニーズがあるか今見ておりますが、今後まだまだ出てくるようであれば増やしていくという予定でおります。以上です。

○委員（野呂和久君） 各中学校ともお一人の方が今見てくださっているということですが、配置の人数的には今後入室される、通われる方が増えていけば、それに応じてということなんでしょうけれども、現在ではこのお一人で何とか対応はできているということでしょうか。現状をお願いします。

○学校教育課長（木村正男君） 常時配置する人は1人として考えておりますが、場合によっては、学校の空いている者が入り込んで対応するというのもしております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

[挙手する者なし]

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、(2)認知症の人に寄り添う「ユマニチュード」についてを議題とします。

質問者の野呂和久委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（野呂和久君） それでは、認知症の人に寄り添う「ユマニチュード」について質問させていただきます。

ユマニチュードは、フランス発祥の認知症のケア技法です。この技法を導入している自治体が福岡市です。2016年度に家族介護者や病院、介護施設の職員を対象にユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、福岡市は2018年度より認知症対策としてこの技法を広く市民に伝える講座などを開催し、本格導入をしています。

質問の1です。ユマニチュードについて、本市の見解をお伺いします。

また、講座を開催し、家族介護者や認知症サポーターなど市民へ普及啓発をしていくお考えはないかをお伺いいたします。

○委員長（川合敏己君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 日本ユマニチュード学会によると、ユマニチュードは、あなたのことを大切に思っていますということを相手が理解できるように伝えるための技術と、その技術を使うときの考え方のこととされています。

誰かとコミュニケーションを取るとき、私たちは無意識のうちに言葉による、または言葉によらないメッセージを相手に伝えています。とりわけ、ケアを行うときには、言葉によらないメッセージが重要な役割を果たします。

ユマニチュードでは、この言語、非言語メッセージを双方向に交わし合うコミュニケーションによって、ケアをする人とケアを受ける人とがよい関係を築くことをケアの目的としています。

ユマニチュードには、見る、話す、触れる、立つの4つの柱があり、ケアをするときにはこの柱を同時に複数組み合わせる行うことが大切で、複数の柱を活用したコミュニケーションによるケアを行うことが大切とされています。

そこで、ユマニチュードについての市の見解及び講座開催や市民周知について回答させていただきます。

ユマニチュードの目的、手法自体は認知症患者に対するケアにとどまらず、介護現場全般に適用できるものだと考えられ、支援に関わる従事者にとっても有効に活用できるものだと考えています。講座開催や市民への周知については、医師、薬剤師、主任ケアマネジャーなどで構成される認知症初期集中支援チーム検討委員会や介護支援業務従事者等の関係者との協議において意見をいただきたいと考えております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、質疑がある方お願いします。

○委員（野呂和久君） このユマニチュードについてはユーチューブなんかでも発信をされていて、どなたでも見られるような体制にはなっているので、特に介護を受ける御本人もすごい軽減になりますし、介護する側もすごくメリットが大きいかなというふうに思いますので、特に介護従事者の方は毎日のことの中での大変な中、仕事をされていらっしゃる中で、4つの柱ということで、見る、話す、触れる、立つ、当たり前じゃないというふうにとられがちですけど、また、そのユーチューブで見ると、意外とやっていたと思ってたけど、少しあれかなというところもあるかなあというのを見ながら感じておりましたので、必要な方のところ こうしたのが届けばいいかなという思いで話しました。

認知症サポーター養成講座でも、ステップアップ的なところで少し紹介をしていただければいいかなあという思いもあって、質問させていただきました。ありがとうございます。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はありますか。

○委員（林 則夫君） 老老介護の当事者として一言お話をさせていただきたいと思いますが、河地福祉部長はよう知っておると思いますけれども、僕、ヤングケアラー、小・中学生がお父さんやお母さん、おじいさん、おばあさんの介護をするというような、それからミドルケ

アラーですね、中壮年、これはやっぱり家族の介護のために離職をしなきゃいかんというよ
うな介護離職というのは随分多くなっておると思いますので、この辺をいかに解決していく
かということですね。

それから、僕みたいに老老介護ですね。これは本当に年寄りの介護というのが筆舌に尽く
し難い、いろんな諸問題があるわけなんですね。したがって、共倒れの状態になる場合が多
いと思うんです。こうした問題をいかに解決していくかということについて、福祉部長あた
りとはいつも議論をしておるわけでございますけれども、何としましても将来こうした認知症患
者が増えてくると思いますので、これ大きな一つの社会問題になると思うんです。だから、
この点、いかにそういう問題を解決していくかということに対して、国民を挙げて、結論を
見出す必要があるかと思えます。本当に介護なんていうのは大変な仕事なんです。施設
に預けて、そしてお世話していただけるようになれば、一応その問題は解決できると思いま
すけれども、それにしても一瞬たりとも心からは離れませんので、何かこういう問題に対し
ていい方法があれば、いろいろ御指導もいただければと思えますし、私の体験したことであ
るいろいろお話ができる場面があればお話をさせていただきたいと思えますけれども、これから
の大きな問題ですので御認識をいただきたいと思うわけです。以上です。

○福祉部長（河地直樹君） 御意見ありがとうございます。

今お二人の御意見、ごもっとものところでありまして、認知症対策というのは、やはりこ
れからしっかり取り組んでいかなければならない大きな問題、課題だと思っております。

認知症対策については、まず予防もまた大事ですので、まず認知症にならないことも一生
懸命取り組んでまいりますし、あと、これはもう多くの人になっていく病気ですので、なら
れた際には、家族をはじめ地域、それから行政が支えていくことが必要になりますので、家
族のほうも、先ほど林委員からもありましたけれども、大変御苦勞をかけることになります
ので、その辺りを家族の構成によって、ヤングケアラーということであれば、子供担当部署
とも連携していきたいと思えますし、老老介護につきましては、その介護者の支援というこ
とも考えていきたいと思っております。

あとユマニチュードにつきましても、こういう手法については研究していきまして、こう
いう手法があるよということはケアマネジャーとかに知っていただいて、各家庭にも紹介し
ていくことができればいかなあというふうに思っております。今後ともこういう認知症予
防と認知症対策については地域、行政、家庭と一緒にやって取り組んでまいりたいと思いま
すので、今後ともよろしく申し上げます。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、(3)学校給食についてを議題とします。

質問者の田口豊和委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（田口豊和君） お願いします。

学校給食についてですが、給食費の無償化について令和5年12月定例会においても、当時の教育福祉委員会のメンバー有志によって学校給食費の無償化について意見書を提出させていただきましたが、国は令和6年6月をめどに無償化するに当たって問題点をまとめると言っていたのですが、その後どういう状況でしょうかというのと、また、令和5年9月に学校給食のオーガニック食材の利用について一般質問で答弁いただいておりますが、その後の進捗はどうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（川合敏己君） この件につきまして、執行部の説明を求めます。

○学校給食センター所長（水野伸二君） お願いします。

まず、1つ目の無償化するに当たっての問題点についてお答えをいたします。

国は、令和5年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針におきまして、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査を速やかに行い、1年以内にその成果を公表した上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面などを含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされております。

これによりまして、文部科学省が令和5年度に学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査を実施しまして、委員おっしゃるとおり、今年の6月に調査結果を公表しております。

この調査結果を踏まえまして、文部科学省は、学校給食費の無償化については、今後児童・生徒間の公平性、あるいは国と地方の役割分担、政策効果などといった観点や法制面から課題を整理していく、無償化の方向で進めるかどうかについては、今の段階では決まっていないとしております。

田口委員が言われます無償化するに当たっての問題点につきましては、今後国によって整理されていくものと理解しております。

続いて、オーガニック食材についてお答えをいたします。

オーガニック食材の利用につきましては、安定して確保できること、調理しやすい大きさや形であること、安価であることなど学校給食の食材として条件に合うようであれば、総合的に判断し、選定していく所存である旨、答弁をさせていただいております。

しかし、物価の高騰はいまだ続いている状況でございます。現在の学校給食センターの食材の購入の状況を少し申し上げますと、麦御飯やパン、麺など学校給食の主食単価は、昨年度から比べると1.7%から3.8%上昇しております。牛乳に至っては11.2%、6.58円の値上がりによりまして、牛乳だけで今年度は年間約1,100万円の負担増が見込まれます。ニンジンや大根、白菜など今月使用します野菜11品目に関して、昨年の9月と比べますと、平均で約2割ほど値上がっておりますし、ドレッシングやゴマ油、パン粉など年間を通して契約購入する物資は全102品目のうち50品目、ほぼ半分が昨年度より値上がりしているような状況でございます。

昨年度は給食材料費について予算補正を2度お願いいたしました。今年度は物価高騰分と

して当初から予算化して対応しておりますけれども、よい食材を確保していく中でも価格はできる限り抑えていく必要がございますので、現状としてはオーガニック食材の利用には至っていない状況でございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

では、質疑のある方お願いします。

○委員（林 則夫君） この件については、水野学校給食センター所長には宿題が出してあるわけですが、現在、学校給食のキャパは1万食やったかな。それで、今実質八千五、六百食、それで千五、六百食のゆとりがあるわけですので、それを独居老人の昼飯に回せないかということを書いてあるわけなんですけど、これまた法整備も必要かもしれませんが、キャパのいっぱいフル生産をして、そして独居老人、また子ども食堂等に充てるようなことを検討するように宿題が出してあるわけですが、ちょっとは検討してみたか。

○学校給食センター所長（水野伸二君） 林委員に宿題を出していただいております。

ただ、私どものほうの委託会社等と協議をする中でもやはり運搬、製造、とにかく今は材料費が高騰しておりますので、なかなかそこからの予算的な問題もございまして、ちょっと長期的な検討課題になると思いますので、もう少しお時間を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、(4) P T Aについてを議題とします。

質問者の田口豊和委員、質問事項の説明をお願いします。

○委員（田口豊和君） 自治会の加入と同じく任意参加ということもあり、P T Aも役員の成り手不足や現在の活動の縮小などが起こっています。

担当課として、この現状をどう捉えていらっしゃいますか。P T Aという組織はどうあるべきだと考えておりますか。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（木村正男君） お答えします。

まず先にお伝えさせていただきたいことですが、P T Aは、保護者と教職員が自主的に運営する任意団体であり、その活動は各学校の実情に基づき行われております。教育委員会は、その活動を尊重しつつ、必要に応じて支援する立場にあることを踏まえた上でお答えさせていただきます。

P T A役員については立候補で役員が決まる組織もあれば、くじ引や交代制で役員を決めている組織もあることを把握しております。現在のP T A活動について、活動を縮小している組織があることも把握しております。P T A組織は、学校に在籍する児童または生徒の保護者及び当該学校の教職員で構成されている任意の団体であり、個々のP T Aの考えを尊重していきたいと考えております。

学校教育課としましては、家庭と学校、そして地域の連携を深め、子供たちの健全な育成

ができる活動を推奨していきたいと考えております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方お願いします。

○委員（林 則夫君） 私、昭和55年から13年間、小学校、中学校、高校のPTA会長をやりまして、岐阜県PTA連合会にも携わってきたわけですが、昭和50年代頃はもう人口急増で子供も激増しまして、ほとんどの小・中学校はプレハブ、グラウンドに校舎を建てて勉強しておりましたが、今と考えると隔世の感があるわけですが、そこで私は当時、高校の入学が非常に難しい時代があったんです。

僕は「15の春を泣かせるな」というスローガンを掲げて、可児市のPTAの皆さんに2万2,000人の署名をいただいて、当時の上松陽助という知事がおったんですが、彼に直談判したんです。可児高校ができて間もない頃だったんですけれども、私は、可児高校のほかにもう一校、県立高校を可児につくれということで直談判したんですが、なかなか難しく、しからは可児高校の分校を大森にということでやったら、それもなかなか難しいということで、知事も困りまして、じゃあ最後に私学でどうじゃということになりました。いや私学でどうやと言ったって我々は県立高校をつくろうということで今までやってきておるのに、それはなんということ、理事会を何度も開催いたしまして、最後に子供は成長を待ってくれませんのでということで、じゃあ私学でよかろうということで、今の帝京大学可児高等学校を誘致した経緯があるわけなんで、PTAの仕事というのは建設の、ハードの問題は大分解消されてきたんですが、ソフトの問題でまだまだやるべき問題があると思いますので、PTAだけでは何としても健全な形でスケールアップをして、そして学校のため、先生の応援団の形であるべき姿であってほしいということを今になってつくづく感じております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、(5)家庭での子どもとの関わりについてを議題とします。

質問者の田口豊和委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（田口豊和君） 夏休み明け、この9月は不登校、登校しぶり、自死などのよろしくない数字が1年で一番高くなる傾向にあります。学校のみでこれらを解決していくのは難しいと感じています。我が子が幸せであるために、保護者は各家庭において子供とどのように関わっていくべきか、お考えをお示しください。よろしく申し上げます。

○委員長（川合敏己君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 御質問の各家庭において、保護者がどのように子供と関わるべきかということにつきましては、大変重要なテーマでございまして、なかなか端的にお答えするのが難しいテーマでもございますが、毎年、小学校1年生の保護者に配付をしております家庭教育に関するパンフレットの中で、子供の成長段階における特徴と保護者の関わり方のポイントを紹介しておりますので、その内容から一部抜粋するような形でお答えをさ

せていただきたいと思います。

まず、小学校の低学年では、大人の言うことを守る中で善悪の理解と判断ができるようになる時期であるため、駄目な理由をきちんと教え、ルールを守る態度を育てるとともに、自分でできることを少しずつ増やし習慣化すること、また言語の力や認識する力が高まるとともに、自然などへの関心が増す時期であるため読み聞かせをするなど、一緒に読書を楽しむことや、自然や美しいものに共に感動する体験を持つというようなことをポイントとして上げさせていただいております。

次に、小学校の高学年では、心身共に大きく成長し、物事や自分を客観的に捉えるようになる時期であるため、子供の話をよく聞き、コミュニケーションを図るとともに、トラブルが起きたら解決に向けて一緒に話し合うこと、また発達の個人差が大きくなり、自分と友達を比べがちな時期であるため、子供が自信を持てるように、よい姿を見たら具体的に褒めることや友達と違うことは当たり前で、それがあなたの個性でありよさであるといったようなことを話してあげるということを上げております。

最後に、中学生では、様々なことを考えながら自分の生き方を模索し始める時期であるため、適度な距離感を持って見守り、過干渉にならず、日頃から子供の様子をよく見て、機会を捉えて声をかけること、また仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向もあるため、人生の先輩として自分の生き方を伝えたり、地域行事のボランティアと一緒に参加したりして様々な知識と経験を得ることが、これからの社会を生きていく糧になるということを紹介させていただいております。

子供の成長には個人差がございますので、これらの内容を参考にさせていただきながら、それぞれの御家庭でお子さんを見守っていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

○委員（田口豊和君） この話、今、僕はPTAで学校教育に関わらせてもらっているんですが、6月頃に学校保健委員会のほうで、希死念慮という言葉を知りました。

学校生徒に対してアンケートを取ったところ、自分のすごい身近な学校のことの中にも、その希死念慮という言葉を考えている子供、実際にやってしまった子供の数が四、五人というのを聞いて、ちょっとびっくりした感じです。

今まで家庭の中で自分たちにできることは、子供に対して毎朝挨拶なのかなと思っていました。今回、関わり方、うちは子供が3歳の子どもから高校1年生の子供までいるんですが、今回お聞きした子供との関わり方に合わせて、我が子とも変わっていこうと思いました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

○副委員長（渡辺仁美君） 田口委員の2つの御質疑が関連して、学校給食費無償化。家庭での子供との関わり方、方法、これについても一つ、食育というか食事の在り方はすごく大事で、学校給食費の無償化を求める理由の一つに、給食の果たす役割の中で、食育である、

教育の一環であるというところがありました。

それも含めてこの2つの質疑は関連性があると思っています。引き続き、学校給食費の無償化に向けて審議、継続をしていただきたいと、こんなふうに思います。質疑というよりはお願いでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） 質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで休憩したいと思います。10時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時09分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

次に3. 報告事項(1) 可児市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明をお願いいたします。

○国保年金課長（後藤文岳君） 報告事項(1) 可児市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

委員会資料4ページを御覧ください。

国民健康保険は、団塊の世代の方が75歳到達により後期高齢者医療保険に移行することで、被保険者数は減少していますが、医療の高度化などにより1人当たりの医療費は増加しています。一方、可児市の保険税率は、平成22年度に引上げの税率変更、平成29年度、平成30年度に平等割り額、均等割額の一部引下げをそれぞれ行って以降は据え置いている状況です。

現行の可児市の保険税率は、県が示す市町村標準保険税率よりも全体的に低く、単年度収支の赤字が続いているため、国民健康保険基金を取り崩して対応しています。そのため、現在の保険税率では赤字解消は困難であり、国民健康保険基金が枯渇する前に保険税率の見直しが必要となります。

このような状況の中、令和5年11月20日に可児市国民健康保険運営協議会へ可児市国民健康保険税の在り方についてを諮問し、計5回にわたり御議論いただき、令和6年7月29日に答申いただきました。

委員会資料4ページが答申書の写しとなります。

答申内容については御覧のとおりですが、答申書の中段に、国や岐阜県の方針による将来的な県内保険料（税）率の統一化とあります。

特に資料はありませんが、補足で国民健康保険を取り巻く国・県の状況を説明させていただきます。

国民健康保険は、高齢の加入者が多く医療費水準が高い、低所得者の方が多いという特徴があり、小規模な市町村は財政基盤が不安定になり、市町村単位では安定した財政運営が難しいという課題がありました。そのため、制度改革により平成30年度からは市町村単位から

都道府県単位で支え合う仕組みとしていくため、県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担っています。

この制度改革後、保険給付に必要な費用は、県が各市町村へ保険給付費交付金として交付しますが、その財源として各市町村は国民健康保険事業費納付金を県に納め、各市町村は県への事業費納付金及び保健事業など国保運営に必要な費用を保険料で賄うこととなっています。

県は、県と市町村が一体となり、保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、国民健康保険の運営に関する県内の統一の方針である岐阜県国民健康保険運営方針を定めています。その中では、全ての市町村が令和11年度までに県が算定する市町村ごとの標準保険税率とすることを目指すことになっています。

なお、市町村標準保険料（税）率とは、市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金などの支出を賄うのに必要な保険料（税）額を確保するための料（税）率で、法令等で定められた統一のルールに基づき、毎年度、市町村ごとに算定しているものです。

国においては、将来にわたり国民健康保険財政を安定的に運営していくため、保険料水準の統一を加速化する保険料水準統一加速化プランを令和5年10月に策定、令和6年6月に改定しました。その中では、全国において次期国保運営方針期間である令和12年度から令和17年度の間年度である令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの移行を目標とすることが示されました。

なお、保険料の完全統一とは、岐阜県内市町村間で異なっていた保険料が、保険料水準を完全に統一することで、岐阜県内のどこの市町村に住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額となることです。

以上の状況を踏まえ、令和7年度からの税率を答申内容に基づき改正するため、可児市国民健康保険税条例の一部改正を12月議会に上程する予定です。

報告事項(1)可児市国民健康保険税条例の一部改正についての説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございました。

質疑がある方お願いします。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(2)第3期可児市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） よろしく願いいたします。

可児市子ども・子育て支援事業計画の第3期計画の策定について御説明をいたします。

資料は5ページを御覧ください。

子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などについて定める計画として、子ども・子育て支援法で策定が義務づけられているものでございます。

現在の第2期計画が令和2年度から令和6年度、今年度までの5年間の計画期間としておりまして、今年度で終期を迎えますため、来年度、令和7年度から同じく5年間の計画期間とする第3期計画を策定いたします。

計画の概要につきましては、3つほどポイントを掲載させていただいておりますけれども、1つ目のポイントとしまして、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するため、子育て世帯向けのアンケートを実施いたしまして、潜在的なものも含めた利用者ニーズを把握した上で、各事業の量の見込みに応じたサービス確保の内容を定めるものとなっております。

2つ目としましては、現在の第2期計画と同じく、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画としても位置づけをしまして、一体的に策定をしたいと考えております。

3つ目としまして、この計画の策定に当たりましては、地域福祉計画や教育振興基本計画など関連計画との整合を図りますとともに、市政経営計画の重点方針でもあります子どもの笑顔と子育て世代の安心づくりに資する様々な取組についても、計画の中で掲載をしていきたいと考えております。

最後に、今後の策定スケジュールでございますが、先ほど申し上げました子育て世帯向けのアンケートにつきましては既に実施済みでして、その結果を基に現在、計画の素案をまとめる作業を進めているところでございます。今月下旬には子ども・子育て会議を開催いたしまして、計画案の策定について諮問をさせていただいた後に、年内には計画案をまとめ、庁議での審議を経て、12月議会でその内容を御説明させていただきました上で、子ども・子育て会議からの計画案の答申を得たいと考えております。その後、年明け1月にパブリックコメントを実施いたしまして、3月議会で最終案を提示させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、質疑はございますでしょうか。

○委員（野呂和久君） 計画策定に子ども・子育て会議の開催で審議もしていただいたということですが、計画の概要にある、1の利用者ニーズの把握ということで、利用者のニーズに応じた提供ということですが、こども基本法の中には、子供の意見を聞いてくださいという、たしか項目、条文があったと思います。これはこども計画ではないのですが、そこには子供の意見、子供というのは年齢によるものではないという定義があるんですけども、の意見を聞いていきたいと思いますということで、直接聞く方法とか、あとアンケートを通して聞くとか、いろんな方法が提示されているんですけども、今回はこうしたことはされてはいないかとは思いますが、今後こういうことも踏まえた計画策定ということも必要になってくるかなあ

ということも思いますので、その辺もまた検討いただけるでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、こども基本法ですとかこども大綱の中で子供の意見表明権の確保ということがうたわれておりまして、今回の計画につきましては、各種事業のサービスの量の確保ということですので、主には保護者の方のアンケート調査ということで作成を進めておりますけれども、この計画の中でこども基本法ですとかこども大綱の内容を踏まえまして、今の意見表明の機会を確保するようなことすとか、そういったことも市の方針としてうたい込んでいければということをして現在考えているところでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(3)第4次可児市健康づくり計画の策定についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明をお願いします。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 第4次可児市健康づくり計画の策定について説明させていただきます。

資料の6ページを御覧ください。

1番の健康づくり計画策定の趣旨としましては、市町村健康増進計画と位置づけられる第3次可児市健康増進計画と市町村食育推進計画と位置づけられる第3次可児市食育推進計画から成っています第3次可児市健康づくり計画が令和6年度に計画終期を迎えることから、計画の評価、見直しを行います。

第4次計画では、新たな課題等を踏まえ、下の表にあります国や岐阜県の動向や関連計画、また可児市市政経営計画との整合性を図り、策定していきます。計画期間は、令和7年度から令和12年度の6年間になります。

次に、その下3番の第4次計画の基本的な考え方の話をさせていただきます。

これまで2回の策定委員会において説明してきた案になりますので、御了承願います。

基本理念としましては、「わたしとあなたとみんなでささえるすこや可児」。基本的な方向性として、健康寿命の延伸と健康格差の縮小。基本目標は、1番に健康的な生活習慣の実践、2番に健全な食生活の実践。重点方針として、1番に生活習慣病等の発症予防と重症化予防。2番に多様な暮らしを支え、生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進です。

次のページを御覧ください。

4番の策定スケジュールとしましては、今後10月に第3回の策定委員会を開きまして、12月に議会に報告させていただきます。1月にパブリックコメントを実施した後、3月に議会に報告、計画の策定、公表を予定しております。以上になります。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

では、質疑はございますか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(4)スマイリングルーム（教育支援センター）拡充事業についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明をお願いします。

○学校教育課長（木村正男君） よろしく願いいたします。

スマイリングルーム（教育支援センター）の拡充事業について報告します。

資料の8ページを御覧ください。

文部科学省は、令和5年3月に打ち出したCOCOLOプランにより、従来からあった教育支援センターの重要性をさらに強調しました。教育支援センターとは、主に小・中学校を長期に休んでいる子供たち一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所のことで、学籍のある学校とは別に教育委員会が設置した公的機関のことで、もともとは適応指導教室という名称が用いられておりましたが、平成15年より標準的に教育支援センターと呼ぶようになっていきます。

以前は学校に戻ることが不登校の子供たちへのゴールとされていましたが、平成28年に文部科学省が出した通知、「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、不登校支援の視点として不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があることが明記されました。不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保のための場の一つとして、教育支援センターも位置づいております。

本市でも、多様な教育機会の確保のために、スマイリングルームという教育支援センターを設置して運営してきました。しかし、ここにきて拡充の必要が出てきました。主な理由として、次に上げる2つです。

1. 様々な理由により登校できない児童・生徒が増えてきており、自分らしく学習や生活ができる支援の場を拡充する必要がある。

2. 学校に登校しない児童・生徒及びその保護者の様々な悩みに応える教育相談の場を拡充する必要がある。

実際にスマイリングルームに通う児童・生徒数は、資料の表からも分かるように、令和3年度の1日平均11.1人から令和5年度では19.8人と増えてきています。しかし、現在ある総合会館によるスマイルルームでは、拡充するといっても難しい面があります。

その課題として3つあります。

1. 現在のスマイリングルームでは、学習部屋の机は12台で、最大にしても16台までしか増やせません。19名来室することもありますので、足りないことがあります。

2. 進路選択に不安を感じて通ってくる中学生が増えてきています。小学生と別の部屋で対応したいですが、現在のスマイリングルームでは別々に過ごすことはできません。

3. 令和5年度からつながりサポーターを配置し、何度も家庭訪問をすることで関係が

ながら、スマイリングルームに通級できるようになった児童・生徒がいます。なかなか集団生活に適應することが難しいので、個別対応しております。そのためには、より部屋の数が必要になります。現在の場所だけでは十分ではないのが現状です。

以上のことから、スマイリングルームを現在の総合会館だけではなく、ほかの場所へ拡充する対策を取ることになりました。

その内容は、資料の4. 施設対策として3点があります。

1. 可児市老人福祉センター可児川苑の一部を改修し、移設する。
2. 現在ある総合会館のスマイリングルームの機能の一部は残し、学校に通えなかった児童・生徒が通級できる場として確保する。
3. 自宅から出ることが難しい児童・生徒は、外部とつながりをつくるための第一歩として、メタバースによる支援を行う。

9ページの5にあります人員対策として、令和6年度からはスタッフも10名に増加しております。より多様な児童・生徒の学びに対応できるようにしてきております。

続いて、6. 教育支援センターのそれぞれの機能について、実際に教育支援センターをどのように機能させていくのか説明します。

既に説明しておりますように、可児川苑に新たに改修できている場を今までと同様の呼び名でスマイリングルームとして生活支援、学習支援を行います。通ってくる複数の児童・生徒が、個々に対応しながらも、同じ空間で体験活動を通して成長していけるように支援していきます。

一方、長年不登校傾向であった児童・生徒が、ゆったりとした空間で一对一の話や体験を通して人と接することに慣れるよう自立支援する居場所として総合会館を利用します。名前をニコニコルームとします。

さらに、家から出ることが難しいと感じる児童・生徒が、企業のオンラインオフィスで使うメタバースを使って誰かとやり取りをすることを、オンライン上の教育支援センターとして学習支援や相談支援することをメタバースによる支援とし、名前をメタスマルームとします。詳しくは、資料の絵を見ていただくほうが分かりやすいかと思います。

以上のように、児童・生徒の多様な学びの場を確保して、教育支援センターを拡充していきます。

得られる効果として、10ページにあるような4点を考えております。

まず、可児川苑にスマイリングルームを拡充することについて、3つ。

1. 部屋の数が増えることで増加傾向にあった児童・生徒の学習する場を確保できること、
2. 高齢者福祉施設と隣接することで高齢者と触れ合う活動を行うことができ、多様な体験ができること、
3. 近くには畑や川があり、農業体験や水辺の体験活動など自然と触れ合うことができること。

続いて、総合会館にニコニコルームを設置する効果としては、どこにも通うことができなかつた児童・生徒が少ない人数の静かな空間で、個々の実態に合わせて活動することができ

るので、自立支援機能としてはふさわしい活動になるということ。

以上のことから、教育支援センターの拡充を進めていきたいと考えております。既に拡充するための改修工事は進んでおり、ほぼ完成してきております。今から机や椅子などの備品も入れていくこととなります。施設面積は資料に示すとおりでございます。御覧ください。

今後の予定ですが、9月18日にオープンセレモニーを行います。教育支援センターの特質から、児童・生徒や保護者と一緒に行くことは難しいですが、来賓をお呼びして開催します。教育福祉委員会委員長の川合議員にも参加していただく予定でございます。その後、実際に通うことになる児童・生徒や保護者の見学期間を設けております。そして、本市の全ての小・中学校が後期スタートさせる10月15日を新たなスマイリングルームの活動開始日とします。スマイリングルームを利用したいと考えている児童・生徒や保護者に対しても、順次見学ができる日も設けていきたいと考えております。説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、この件に関して質疑のある方、お願いします。

○委員（富田牧子君） いろいろ御説明ありがとうございました。

概要は分かりましたけど、実際、子供たちはどのようにして通うわけでしょうか。親が送って行って行ける子はいいけれど、自転車で行く子とか、そういう子もいるのでしょうか。通学の方法についてはどのようにお考えですか。

○学校教育課長（木村正男君） 基本的に保護者の方に送っていただくということが中心になっておりますが、相談の上で、自転車を通ってくる子、公共交通機関を使って通ってくる子もおります。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

○副委員長（渡辺仁美君） 全国的に不登校児童・生徒数が増える以前から、可児市は早くから着眼してスマイリングルーム、そういった支援、取組をしていたことがすごく評価されてきているときに来て、さらに、時代というか、今のニーズに合わせて拡充とかいろんな多様な形にされていくことも大変喜ばしいことだと思います。特に期待しているのは、学習支援が充実するのではないかという点です。

お尋ねしたいことは小さなことです。たしかチャレンジデーというのがあったと思うんですけども、これは国が指針を示した、学校に戻ることを、結果だけを求めているのではないという、そことの整合性の部分は別として継続されるのか、拡充した可児川苑のほうの通室者に対しても、それが求められていくのか、その点お聞かせください。

○学校教育課長（木村正男君） チャレンジデーというか、チャレンジの登校日ですが、週に必ず決定した水曜日に行っておりますので、無理やりはしませんが、できるだけ行ける子は行くというように継続して進めていく予定でおります。以上です。

○副委員長（渡辺仁美君） 分かりました。

継続で進められるということは、今までにもそれなりの有効性があったというふうでよろしかったですか。

○学校教育課長（木村正男君） 行けると、頑張っていく子にとっては、行ったことが非常に体験としては喜ばしいことだと聞いております。以上です。

○委員（富田牧子君） 子供たちの食事はどうなっているのでしょうか。

学校給食センターから運んでもらうとか、そんなことはないのでしょうか。この図を見ると、そういう食べる場所とか、学習室とかそういうのはありますけれど、リラックスして食事をするとか、そういう場所というのはいないですね。

○学校教育課長（木村正男君） 今までも食事をする場所だけと特化してございませんので、学習している場所を食べる場所としておりましたが、今後も食べる場所として学習の部屋は増えていきますので、広がって食べるとか、またホールもございますので、いろいろ活用しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○委員（富田牧子君） それで、各自弁当持ちということなんですね。

○学校教育課長（木村正男君） はい、現在のところは弁当でと考えております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他にございますか。

○副委員長（渡辺仁美君） ばら教室の通室児童は、近くの小学校に給食を食べに行くというような形を取っているのではないかと思うんですけれども、そういったことは将来的には考えられないですか。

近くにないですね、確かにね、配食とかそういったことは難しいでしょうか。お弁当を作るというのは、意外と保護者にとっては負担なことだと思っております。

○学校教育課長（木村正男君） ばら教室の子供たちにつきましては、朝から来る人数がはっきり分かっていることが多いんですが、スマイリングルームの場合は、毎日来るという限りがございますので、来られない日もあると考えると、弁当対応のほうが今のところはふさわしいかと思っております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩します。

以降の議事は委員のみでの協議となりますので、執行部の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開します。

4. 協議事項(1)委員会の年間活動計画についてを議題とします。

委員会資料の12ページ、教育福祉委員会年間活動計画（案）を御覧ください。

この書きぶりは、ほぼ過去3年間同じような書き方をしておりますので、今回はもうほぼほぼ同じようなことが書かれておりますので、ちょっと朗読させていただきます。

1. 方針です。

委員会所管の課題解決に向け、現地視察や研修会の開催及び関係諸団体との懇談会により、委員それぞれの見識を深め、十分な委員間討議に努め、執行部への提言につなげる。

2. 課題です。前年度委員会からの引継ぎ事項を踏まえ、以下の2件を重要課題といたします。

①全ての児童・生徒の教育環境並びに学習の質の向上が適切に行われているか実情の把握を行うとともに、その充実に向け調査・研究を行います。

②高齢者や障がい者の生活支援・サービスの施策が十分に取られているかを注視し、さらなる充実に向けた調査・研究を行います。

3. 活動内容です。市内外の視察、懇談会、研修会、勉強会によって見識を深めたいと思います。所管部署及び関係施設に対する速やかな報告、説明を要請します。十分な委員間討議に努め、執行部へ質疑や提言を行います。

4番、スケジュールを御覧ください。

具体的な日時という日程までは書かれておりません。大体の季節で書かれております。

一番上ですが、2024年の秋、多分10月終わりから11月にかけて議会報告会を行います。それから、今年の秋から冬にかけて教育委員との懇談会、これは毎年やっているものでございますので、これを行います。そして、冬、多分2月ぐらいだと思います。議会報告会が開催されます。それから、来年の冬から春にかけて、民生児童委員との懇談会を、これ2年に1回教育福祉委員会でやっておりますので、昨年度はやっておりませんので、今年度はやりたいと思っております。

それから、今年の秋から来年の春にかけて、市内外の視察を行いたいと考えております。全て行くわけではございません。候補として上げさせていただきました。

①番です。市内中学校教育支援センター。野呂委員が今日質問で上げていただいた蘇南中学校のほうに行きたいなあというふうに候補として上げました。

②番です。スマイリングルーム、これはこの秋にオープンする可児川苑内のスマイリングルームを考えております。

また、③ですけれども、学校作業療法室というものを全市的に進めている飛騨市のほうにお邪魔したいと思っております。ちょっとこの件については富田委員のほうから提案をいただきましたので、簡潔に説明を後でお願いしたいと思います。

それから、④番、イェナプラン教育、これは岐阜市の方県小学校というところですね。これは酒向委員のほうから情報をいただきましたので、これも酒向委員に簡単に説明をいただきたいと思っております。

あと、その他ということでございますが、その他については、一番最後にちょっと皆さんにお伺いしたいと思います。

それから、来年の春、議会報告会を行いまして、6月の委員会で次年度への申送り事項を確定したいと思っております。

じゃあ、すみません。③番の学校作業療法室について、富田委員、お願いします。

○委員（富田牧子君） 中日新聞に載っていて面白いなと思ったから、私はちょっと言っただけですけど、学校作業療法室とって、発達に特性のある子らの個性に合った学びを提供するということで、作業療法士、OTが学校を定期的に訪問して、子供の学習のつまずきや生きづらさに寄り添う取組を行っているということで、飛騨市が何か試験期間を通じた後で、モデル校の試行を経て、2023年度に市立の全8小・中学校で始まったということで、やっぱり発達につまずきのある子ってたくさんいると思うんですけど、それってなかなか教師だけでは分からないところがあって、こういう心と身体のリハビリを専門にする作業療法士が見て、適切なアドバイスをしてもらおうと、改善したり改良したりしていくということもあるんで、こういうところに気づいてこういうことをやるところって面白いなと思ったので、私は提案というか情報提供させていただきました。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ということでございますので、全国的にも珍しい取組を県内の飛騨市のほうで行っておりますので、先進事例として委員会で、先方の都合もありますので、確認をしながら視察に値するということであれば、ぜひお邪魔したいなあというふうに考えておりますので、よろしいですかね、候補に入れさせていただきます。

〔挙手する者なし〕

それから、④のイエナプラン教育について、お願いします。

○委員（酒向さやか君） 参加した講習会、研修会で伺ったお話なので、私もまだあまり詳しくはないんですけども、イエナプラン教育のエッセンスを取り入れて、方県小学校で活動しているそうで、イエナプランの教育方針というのは、個を尊重する、社会性を育てる、子供自身の意欲や意思を尊重するという教育方針ですので、内容を聞いてみると、いじめ防止であったりとか、不登校対策にとっても参考となる教育方針であるかなというふうに考えましたので、方県小学校、児童数80名程度の小規模校のようですので、今後、複式学級にならないほうがいいかなとは思っているんですが、なるかもしれない兼山小学校辺りでの活動の参考にもなるのではないかなということで御提案させていただきました。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

こんな内容なんですが、小規模校に、大規模校ではちょっと難しいかもしれないんですけども、可児市でも小規模校は1つ、これからもしかしたらもっとも増えてくるかもしれないんですけども、ございますので、一度やっぱりこちらも珍しい取組をされてらっしゃるので、ぜひ委員会の参考になればなあと思ひまして、候補に挙げさせていただきました。

これも候補として採用してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、これもまた先方の都合もあることですので、まず行けるかどうかも含めて、先方に内容を確認して、時期もぜひお任せいただけるとありがたいんですが、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

ちょっと順番が逆になりましたけれども、①番の市内中学校教育支援センターに関しては、前回、私たち関市のほうに、校内の支援センター、L教室とって、中学校から始めていらっしゃいました。そこを視察させていただきました。

1年先に、昨年度ですね、関市のほうはもうスタートしておりましたので、先進事例として参考にさせていただいて、可児市は先ほどの野呂委員の質問にもありましたように、蘇南中学校と中部中学校2校が手を挙げて今年の4月からスタートしているということでございますので、学校教育課のほうに聞きましたら、蘇南中学校のほうで現場を見てもらいながら、また半年たちましたので、現況についての御説明もいただけるということでございます。

ですので、この点も、現地が実際どうなっているのか、教室を仕切ってやっているということでもございましたが、何となくイメージはできるんですけども、一回現場を見に行きたいなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

よろしいですか。

○委員（富田牧子君） 視察は行かないかん、議会報告会は3回もある。教育委員との懇談と民生児童委員との懇談、私はそれは必要なことだからあれですけど、そういうのをちょっと視察のことは置いて、議会報告会ということでやったらいけないでしょうかね。

何回も何回もいろいろやらなきゃいけないので、決して時間があるとは思えないんですけど、その合間に議会があったら質問も考えなきゃいけない。予算のところだったら予算決算委員会もやらなきゃいけない。すごくスケジュールが大変で、ちょっとこれだけ書いてあると、こなせるのかしらと、そこら辺思うんですけど、正直なところ。

○委員長（川合敏己君） そうですね、ありがとうございます。

まずちょっと視察先の件でいくと、ちょっと先方の都合で行けないケースもありますので、一応候補として挙げておいて、皆さんとのスケジュール調整の上で行き先を決定したいと思っております。全て行けないケースもございますので。

ただ、市内については比較的近い場所にありますので、この点については委員会が終了した後とか、ちょっとうまく集約しながらやりたいと思っております。

あと、議会報告会については、広報広聴協議会の座長の副議長にもちょっと確認をさせていただきまして、例えば教育委員との懇談会というのを議会報告会と位置づけてさせていただく。また、民生児童委員との懇談会も同様に扱っていくことができるのかなと思います。

そういったことで、ここにはたくさん書かれてはいるんですけども、そういった形でやることも可能でございますので、一度そこはこの後に議会報告会についてということでもちょっと協議したいと思っておりますので、またそのときに御意見をいただけたらと思います。

②番のスマイリングルーム可児川苑、今御説明をいただきました。まだスタートしておりません。これからスタートします。ここはスタートして半年ぐらいしてから状況を、現場を見せていただくような形でお伺いしてもいいのかなというふうには思っております。

ニコニコルームというのが自立支援を中心にやるということでありますので、そこも併せ

て行く必要があれば、また春頃行ってみたいなというふうに思っておりますが、この点どう
でございますか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、⑤番、その他で、ここちょっと、私が事前に情報収集ができなかった御意見等
がございましたら、ぜひこの場で発言をいただきたいと思います。

どうでしょう。

先ほど盛りだくさんという声がありましたので。

また、そうしたら、よろしいですかね。

○委員（野呂和久君） こちら重層的支援体制をやっていらっしゃる愛知県の稲沢市がありま
すので、そこはもう視察も受け入れながらやっていらっしゃるの、一応候補として、まだ
可児はこれからですけれども。

○委員長（川合敏己君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○委員長（川合敏己君） 再開します。

○委員（野呂和久君） 昨年の教育福祉委員会でも高齢福祉課が多分説明をされて、いつから
スタートするかは分かりませんが、重層的支援事業をこれから可児市でもということ
で言っていましたので、先進的にやっている自治体が愛知県にありましたので、どうかなとい
うことで提案をさせていただきました。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

具体的には、それは高齢福祉の……。

○委員（野呂和久君） 子育て、高齢者、障がいと、生活困窮。

それを各課ではなくて、連携をして重層的に支援を、その課だけではなく、地域のいろ
んなグループ、市民の方で活動していらっしゃる人たちからの応援もいただきながら、困っ
ている方を重層的に支援していくという、断らない相談支援ということなんですけど。

例えば可児市で、若くして障がいを持っていて、その方はずうっと障がい施設のほうに通
所してみえたんですけれども、病気を発症されたことで、介護施設のほうであれしてくださ
いと、それが優先になりますよということで、介護施設のほうへ行かれることになったん
ですけれども、御本人は年齢がまだお若いので、60歳、70歳、80歳の方と一緒にその通所施設
でそうしたサービスを受けることにすごい抵抗感があって、それ以来、そういう方が例えば
今可児市では1か所あるらしいんですけど、そういう方を受け入れる、若い方で介護と障が
いと両方やっているところが1つあるんですけれども、そこへ入られたかどうかちょっと分
かりませんが、そういう形で、言葉を忘れましたけど、そういう制度もあって、重層的とい
う言葉があれなんですけど、どこかのそうしたサービスを、受入先をこう順番に確保してい

くということをやってみえるという、どうしてもこう単独的な事業だと、そこが駄目だと、次の行き先がないみたいなことではなくて、幾つかのレパートリーがあって、そういった支援を受けていけるような仕組みをこれからつくっていきましょうという重層的支援ということなんですけど、そうしたことをやっている。どこまで稲沢市がやっていたらいいか、行ってみたら、それほどでもなかったのかな、すごいとなるのかちょっと分かりませんが、そうした事業を始めてみえるところもあって、可児市は数年後なのかいつか分かりませんが、進めていくということなので、ということです。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

大分御説明いただいたんですけど、一度ちょっとそれが実際どれぐらい進んでやっていたらいいのかも含めて確認をさせていただきます。

改めてそういった視察の必要性があれば、また皆さんに御相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

どうですか、今の野呂委員の。

○委員（富田牧子君） その方は65歳以上なわけですか。

○委員（野呂和久君） 40代。

○委員（富田牧子君） 40代なの。それで、40代でも脳に関する障がいだったら、19種類は介護保険の範疇になりますよね。

だから、うちもそういうふうになりましたけど、それがその人にとっていいことだったら、そういうふうにして、そうじゃない、決まりを超えて重層的になんてことはとても無理な話じゃないですか。

○委員長（川合敏己君） 発言の場合は手を挙げてください。

○委員（野呂和久君） その方はもともとは障がいの施設のほうへ行ってみえた方なので、病気になられたことで介護のほうの施設に移るといって、そちらのほうを優先で行ってくださいということだったんですけど、問題だったのは、若いということがあって、周りが若い方ばかりだったらよかったんですけど、障がい施設の場合はそういう方が多かったので、同じ世代の方と一緒にできたんですけど、介護施設ということになるとそういうわけにはいかないということで、なかなか環境的というか、人との関わりですごい本人は行きたくないということになって、行き先を失ったということがあって、その次の受入先ということを考えてときに困ったねってことがありました。そういうところの受入先を準備していくという、若い方でもそういう介護の関係でできるような仕組みの施設を準備していくという。

○委員長（川合敏己君） 分かりました。

○委員（野呂和久君） 可児市も1か所あるようなことを言っていたんですけど、そこへ行かれたかどうかちょっと分かりませんが。

○委員（富田牧子君） それはですね、藤掛病院のところにある介護医療院ですよ。それでもいい。結局、介護保険に移ったら、それしかないですし、障がい者が介護保険に移ったら、違う制度の中でいろいろやってもらわなきゃいけないから、障がいのままでそういうふう

やってもらうということは、ちょっと無理なんじゃないかと私は思うし、その話って一体どんな話だろうかとか、ごめんなさいね。

○委員長（川合敏己君）　そうですね、その重層的支援を市としてどういった制度で取り組んでいるか、それを幅広くやっているのかどうか、そういったのをちょっと確認した後に、視察に値するかなということであれば、またテーブルにのせさせていただきます。ちょっと私のほうで預からせてください。よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それで一番最後の3行を読ませていただきます。

その他、必要と認めた研修会、勉強会の実施や行政視察を行うと。あと、市民福祉の向上のため、迅速かつ慎重な対応が必要と判断される案件についても、所管事務調査として加えていくということで書かせていただきました。

こういった年間計画（案）でございますけれども、必ずしも特に視察に関しては全て行けるとは限りませんが、こういった方針でいきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、皆さんの協力もいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

協力というのは、いろいろと日程調整がまた大変になってくるかと思っておりますので、その点ちょっと心を寄せてよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に(2)議会報告会についてを議題とさせていただきます。

議会としまして、秋それから冬、そして今の予定では春頃に議会報告会として、ただ議会報告会といえど、実際は懇談会形式で意見聴取の場という形に今なっております。ネーミングだけが議会報告会というような形になっていまして、ちょっと実態とそぐっていないところもあるんですけれども、一つの意味合いとしては、懇談会をもしするならということ考えて、そして懇談会をするのは市民の方々ですので、各種団体であっても。そういった方々の意見を聴取していきたいというふうに思っております。

秋に関しての議会報告会、それから冬、それから春とあります。実際、年間のスケジュール案は出させていただきましたけれども、昨年度はどちらかというと子育てまたは不登校関係を中心に懇談会を行った記憶がございます。特に2月の懇談会は、懇談会というか議会報告会はすごく子育て支援に関して参加者が多く、私が欠席してしまい大変御迷惑をかけたんですけれども、大変盛り上がったような話を伺っております。

今年度はどういった方々と懇談をしていくことがいいかなというふうに皆さんに御意見を伺いたいと思っております。

秋に関しては、日頃から学校を見てくださっている教育委員との懇談会を議会報告会に代えさせていただきます、もう少しちょっと内容を、前は形式張った形でやったんですけど、も

う少しテーマも含めて、皆さんから御意見をいただきながら決めていきたいと思うんですけども、秋に関しては教育委員との懇談会という形でよろしいですか。これを議会報告会に代えさせていただきます。

どういったことを話し合っ、できれば、そこで得た情報を基にその1年間の調査・研究の委員会活動の基にしていきたいと思うんですけども、どういった話をやはり懇談として深めていったらいいと思われませんか。ちょっと御意見をいただきたいと思います。

○委員（富田牧子君） 1つは、やっぱり不登校対策についてということと、それから田口委員がPTAのことを言われましたので、やっぱり今実際にはどういうふうになっているのかということ、ぜひ教育委員の方にもお聞きをしたいというか。そういうことをテーマにしていったらどうかなと思うんですけど。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

PTAは、先生と保護者の任意の団体ではございますけれども、ただ、先ほど林委員の発言にもありましたように、やはりその活動があって、学校が支えられているというのもあると思いますので、大変私個人としては大切な組織体かなというふうに思っております。組織体というか団体だと思っておりますので、この点について、日頃教育委員の方が、学校で見聞きしていらっしゃる、そういった御意見も伺いながら、議論を深めていく、そういったテーマに上げてもいいですか。

〔挙手する者なし〕

それから、不登校に関しては、これはもう普遍的な課題だと思います。子育て支援課のほうでも進めてはいただいているんですが、やっぱり教育委員会は教育委員会の中でしか、教育、学校教育の中でのやはり対応しか、なかなか難しいと思います。

例えば親の居場所とか、そういったものはやっぱりちょっと対象外になってくるのかなみたいなふうに思いますし、子供たちの居場所といえ、今、学校の中にも校内フリー教室のようなことを中部中学校、蘇南中学校で始めていますけれども、今後それを広めていく予定であると伺っておりますし、また、それは中学校だけでいいのか、小学校にも必要なのか、そういったことも踏まえていろいろ御意見もいただきたいなあというふうに思っておりますので、それでは、教育委員との懇談の中のテーマとして、PTA、そして不登校に関して意見聴取していきたいと思いますが、よろしいですか。

もしくは、1つに絞ってしまうかもしれませんが、PTAに関して全く話をしたことがないので、これまで話題にも出たこともないので、そういった内容になるかもしれませんが、ここはちょっとお任せいただいでよろしいですか。先方の意向も聞こうと思います。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、そのようにさせていただきます。

それから、冬の懇談会です。

暫時休憩をお願いします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時16分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

では、冬の議会報告会に関しては全体会も行いながら分科会みたいな形でやる。去年と同じようなやり方をされるということでございますので、ちょっとテーマ等についてはまた現段階では決めずにおきまして、次の委員会の中で確定していてもいいかなと思っておりますので、またその春の議会報告会についても同様にしたいと思いますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、そのようにさせていただきます。

それでは、議会報告会について何か御意見等ございましたら、この場でよろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、議会報告会については、秋の議会報告会は教育委員と行うという形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の案件は全て終わりました。

その他に何かございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時17分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月12日

可児市教育福祉委員会委員長